



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 公告
- 入札公告 (道路建設課)
- " (")
- " (河川課)
- " (下水道課)
- " (")
- " (")
- " (管理整備課)
- " (")
- " (")

公 告

入 札 公 告

国道371号特殊改良一種工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 国補国特一第4号
- (2) 工事名 国道371号特殊改良一種工事
- (3) 工事場所 東牟婁郡古座川町蔵土地内
- (4) 工事概要 延長280m 総幅員7.0m(5.5m)
補強土壁工(テールアルメ) 1,323㎡
盛土工(碎石) 6,850㎡
- (5) 工期 平成18年3月25日まで
- (6) 予定価格 259,989,450円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 202,728,750円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- エ 田辺市、西牟婁郡、新宮市又は東牟婁郡内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。)を有する者であること。
- オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
- カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木工事の総合点数が、すさみ町、串本町又は古座川町に主たる営業所を有する者は812点以上、田辺市、西牟婁郡(すさみ町を除く。)、新宮市又は東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に主たる営業所を有する者には1,000点以上であること。
- キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - ア 一 共同企業体の構成員数は、2者であること。
 - イ 一 構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
 - ウ 一 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
 - エ 一 共同企業体の構成員にはすさみ町、串本町又は古座川町に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
 - オ 一 共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木工事の総合点数がすさみ町、串本町又は古座川町に主たる営業所を有する者には、900点以上、田辺市、西牟婁郡(すさみ町を除く。)、

新宮市又は東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に主たる営業所を有する者にあつては、1,000点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に500㎡以上の盛土工による道路改良工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

カ 共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降の500㎡以上の盛土工による道路改良工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の土木一式工事監理技術者を配置すること。

キ 共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

ク 共同企業体で土木一式工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年8月23日(火)から平成17年9月16日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

(ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路政策課
電話番号 073-441-3092

(イ) 東牟婁郡串本町串本2491
和歌山県東牟婁振興局串本建設部総務管理課
電話番号 0735-62-0755

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年8月29日(月)から平成17年8月31日(水)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 東牟婁郡串本町串本2491
和歌山県東牟婁振興局串本建設部総務管理課

ファクシミリ番号 0735-62-5390

e-mail e1307611@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年9月5日(月)から平成17年9月7日(水)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年9月12日(月)から平成17年9月16日(金)まで

イ 提出先 〒649-3503
串本郵便局留
和歌山県東牟婁振興局串本建設部総務管理課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

- (4) 入札の無効について
実施要領第14条に掲げる入札書等は、無効とする。
- (5) 失格について
実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

- (1) 開札は公開とする。
ア 開札日時 平成17年9月20日(火)午後1時30分から
イ 開札場所 東牟婁郡串本町串本2491
和歌山県東牟婁振興局串本建設部 1階
会議室

- (2) 開札状況の公表予定
公表日 平成17年9月20日(火)

- (3) 落札予定について
落札予定日 平成17年9月22日(木)

- (4) 入札結果の公表
落札決定の翌日(休日を除く。)

- (5) 公表方法
開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ
(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載すると共に、
発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

- (1) 資格審査について
入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。
- (2) 技術資料の審査に関する事項
技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。
なお、その際の着目点は、次のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降に実施した、500㎡以上の盛土工による道路改良工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の500㎡以上の盛土工による道路改良工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入

札は取り止めることとする。
10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒649-3503

串本郵便局留

和歌山県東牟婁振興局串本建設部総務管理課行

開札日 平成17年9月20日

工事年度及び工事番号 平成17年度 国補国特一第4号

工事名 国道371号特殊改良一種工事

工事場所 東牟婁郡古座川町蔵土地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____

入札公告

下川上牟婁線(仮称小川9号橋)道路改良工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 県債臨交金第27号
- (2) 工事名 下川上牟婁線(仮称小川9号橋)道路改良工事
- (3) 工事場所 田辺市小川地内
- (4) 工事概要 延長 67m 総幅員 8.0m(6.0m)
橋長 67m(支間長33m 2スパン)
鋼2径間連続非合成鉄桁橋 鋼重量 118t
- (5) 工期 370日
- (6) 予定価格 144,614,400円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 115,612,350円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。)又は工場(「工場」とは鋼橋の製作若しくは鋼橋の主要資材を生産する能力を有する工場をいう。)を有する者であること。
- オ 建設業法に基づく鋼構造物工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
- カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ケ 平成7年度以降に元請として、国又は地方公共団体等が発注する支間長25m以上の鋼橋の製作架設工事を完成させた施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

コ 平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する支間長25m以上の鋼橋の製作架設工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

サ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する鋼構造物工事業の総合点数が、650点以上であること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからクに掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

ウ 一共同企業体は、条件付き一般競争入札等における特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成17年6月30日制定)において各構成員の総合点数を基に算出した鋼構造物工事業の総合点数が650点以上となること又は共同企業体の代表幹事となる者が審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事業の総合点数が650点以上であること。

エ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

オ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケ及びコに掲げる要件を満たしていること。

キ 共同企業体の各構成員は、審査要項第3条第2項に規定する鋼構造物工事業の点数が600点以上であること。

ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年8月23日(火)から平成17年9月16日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1

条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

(ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路政策課
電話番号 073-441-3092

(イ) 田辺市朝日ヶ丘23-1
和歌山県西牟婁振興局建設部総務課
電話番号 0739-26-7921(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年8月29日(月)から平成17年8月31日(水)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 田辺市朝日ヶ丘23-1
和歌山県西牟婁振興局建設部総務課
ファクシミリ番号 0739-26-7927
e-mail el306611@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年9月5日(月)から平成17年9月7日(水)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年9月12日(月)から平成17年9月16日(金)まで

イ 提出先 〒646-8799
田辺郵便局留
和歌山県西牟婁振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。
(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番

号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

試行要領第14条に掲げる入札書等は、無効とする。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成17年9月20日(火)午後1時30分から

イ 開札場所 田辺市朝日ヶ丘23-1
和歌山県西牟婁振興局建設部 4階 中会議室A

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年9月20日(火)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年9月22日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載すると共に、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会におい

て審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	単体企業若しくは代表幹事 元請として平成7年度以降に実施した、国又は地方公共団体等が発注する支間長25m以上の鋼橋の製作架設工事を完成させた施工実績
イ 技術者評価	単体企業若しくは代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する支間長25m以上の鋼橋の製作架設工事の経験 配置予定技術者の資格（監理技術者） 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格（主任技術者）

7 落札者の決定方法

予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者（低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。）を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

(1) 単体企業の場合

〒646-8799

田辺郵便局留

和歌山県西牟婁振興局建設部総務課行

開札日 平成17年9月20日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債臨交金第27号

工事名 下川上牟婁線(仮称小川9号橋)道路改良工事

工事場所 田辺市小川地内

商号又は名称

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)

(2) 共同企業体の場合

〒646-8799

田辺郵便局留

和歌山県西牟婁振興局建設部総務課行

開札日 平成17年9月20日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債臨交金第27号

工事名 下川上牟婁線(仮称小川9号橋)道路改良工事

工事場所 田辺市小川地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)

入札公告

和歌川(和田川)広域基幹河川改修工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 県債広域基幹第2号
- (2) 工事名 和歌川(和田川)広域基幹河川改修工事
- (3) 工事場所 和歌山市杭ノ瀬地内
- (4) 工事概要 主ポンプ設備(φ1200 高速流立軸斜流 4.0 m³/s) 1基
制御設備 1式
- (5) 工期 平成19年5月31日まで
- (6) 予定価格 235,062,450円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 199,802,400円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 単体企業
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 建設業法に基づく機械器具設置工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
- (5) 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 平成7年度以降に元請として国又は地方公共団体等が発注する排水を目的とした1台あたり1.0m³/s以上のポンプ設備を自ら製作、据付した工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
- (9) 平成7年度以降の国又は地方公共団体等による排水を目

的としたポンプ設備で一台あたりのポンプ吐出量が1.0m³/s以上の工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

- (10) 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する機械器具設置工事の総合点数が、900点以上であること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年8月23日(火)から平成17年9月16日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (ア)和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

電話番号 073-441-3130(直通)

(イ)和歌山市築港一丁目14-2

和歌山県海草振興局建設部総務課

電話番号 073-423-5951(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年8月31日(水)から平成17年9月2日(金)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市築港一丁目14-2

和歌山県海草振興局建設部総務課

電話 073-423-5951(直通)

ファクシミリ番号 073-431-5564

e-mail e1301611@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年9月7日(水)から平成17年9月9日(金)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページ(<http://www>)

.pref.wakayama.lg.jp/080400)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年9月12日(月)から平成17年9月16日(金)まで

イ 提出先 〒640-8799
和歌山中央郵便局留
和歌山県海草振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

試行要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成17年9月20日(火)午後1時30分から

イ 開札場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
県水産会館 4階第1会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年9月20日(火)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年9月22日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載すると共に、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	元請として平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する排水を目的とした一台あたり1.0m ³ /s以上のポンプ設備を自ら製作、据付した工事の施工実績
イ 技術者評価	配置予定技術者の平成7年度以降の国又は地方公共団体が発注する排水を目的としたポンプ設備で1台あたりポンプ吐出量が1.0m ³ /s以上の工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者、又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒640-8799

和歌山中央郵便局留

和歌山県海草振興局建設部総務課 行

開札日	平成17年9月20日
工事年度・工事番号	平成17年度県債広域基幹第2号
工事名	和歌川(和田川)広域基幹河川改修工事
工事場所	和歌山市杭ノ瀬地内

商号又は名称 _____

建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____

入札公告

紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度流下管第2号-20
- (2) 工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事
- (3) 工事場所 那賀郡岩出町中黒地内
- (4) 工事概要 管渠工
泥水式推進工
工事延長 147.13m(内推進工延長141.38m)
内径 1,500mm
- (5) 工期 170日間
- (6) 予定価格 96,573,750円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 74,585,700円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。
 - オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
 - カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、那賀郡内に主たる営業所を有する者にとっては800点以上、橋本市又

は伊都郡内に主たる営業所を有する者にとっては850点以上、その他の者にとっては900点以上であること。
キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
- イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
- ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- エ 那賀郡、橋本市又は伊都郡に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が900点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に、推進工法による下水道管渠工事の施行実績(施工中のものを除く。)を有すること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降、推進工法による下水道管渠工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

- キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
- ク 国土交通大臣の認定事業により資格を得た推進工事技士登録証を有する者(以下「推進工事技士」という。)を、推進工の工事着手時から完了したことが確認できるまでの期間中、専任で配置すること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年8月23日(火)から平成17年9月16日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課

電話番号 073-441-3200(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209

和歌山県那賀振興局建設部総務課

電話番号 0736-63-0100

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年8月31日(水)から平成17年9月2日(金)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課

ファクシミリ番号 073-436-2940

e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年9月7日(水)から平成17年9月9日(金)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/ge_suido.html)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年9月12日(月)から平成17年9月16日(金)まで

イ 提出先 〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16

年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成17年9月20日(火)午後1時30分から

イ 開札場所 和歌山県那賀振興局 3階大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年9月20日(火)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年9月22日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおり。

評価項目	着目点
------	-----

ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の推進工法による 下水道管渠工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の推進工法 による下水道管渠工事の経験 配置予定技術者の資格（監理技術者） 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格（主任技術者） ー共同企業体から 推進工事技士登録証（推進工の着手時から完 了したことが確認できるまでの期間、専任で配 置）

7 落札者の決定方法
 予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲
 内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者（低入札価
 格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなっ
 た者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがある
 と認められた者を除く。）を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項
 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保
 証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項
 入札の適正な競争性を確保するため、一者のみが参加した
 入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成17年9月20日

工事年度及び工事番号 平成17年度流下管第2号-20

工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事

工事場所 那賀郡岩出町中黒地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 -

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号) - -

担当者連絡先(ファクシミリ番号) - -

入札公告

紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度国債流下管第2号-21
- (2) 工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事
- (3) 工事場所 那賀郡打田町上野~打田地内
- (4) 工事概要 管渠工
泥濃式推進工
工事延長 403.28m(内推進工延長395.68m)
内径800mm
- (5) 工期 245日間
- (6) 予定価格 218,359,050円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 173,258,400円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。
 - オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
 - カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、那賀郡内に主たる営業所を有する者にあつては800点以上、橋本市又

は伊都郡内に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては900点以上であること。

- キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
 - イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
 - ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
 - エ 那賀郡、橋本市又は伊都郡に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
 - オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が900点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に、推進工法による下水道管渠工事の施行実績(施工中のものを除く。)を有すること。
 - カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降、推進工法による下水道管渠工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
 - キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
 - ク 国土交通大臣の認定事業により資格を得た推進工事技士登録証を有する者(以下「推進工事技士」という。)を、推進工の工事着手時から完了したことが確認できるまでの期間中、専任で配置すること。
 - ケ 一共同企業体で土木工事の監理技術者が5名以上在籍すること。
- 3 入札参加手続等
 - (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
 - (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
 - ア 交付期間 平成17年8月23日(火)から平成17年9月16日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」とい

う。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課

電話番号 073-441-3200(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。

イ 閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209
和歌山県那賀振興局建設部総務課
電話番号 0736-63-0100

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年8月31日(水)から平成17年9月2日(金)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課

ファクシミリ番号 073-436-2940

e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年9月7日(水)から平成17年9月9日(金)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/gesuid.o.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年9月12日(月)から平成17年9月16日(金)まで

イ 提出先 〒649-6299
岩出郵便局留
和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、

工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとすること。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成17年9月20日(火)午後2時30分から

イ 開札場所 和歌山県那賀振興局 3階大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年9月20日(火)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年9月22日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) 一共同企業体から 推進工事技士登録証(推進工の着手時から完了したことが確認できるまでの期間、専任で配置)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、一者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成17年9月20日

工事年度及び工事番号 平成17年度国債流下管第2号-21

工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事

工事場所 那賀郡打田町上野～打田地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 -

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号) - -

担当者連絡先(ファクシミリ番号) - -

入札公告

紀の川中流域下水道(那賀処理区)貴志川幹線管渠(推進)工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度流下管第2号-35
- (2) 工事名 紀の川中流域下水道(那賀処理区)貴志川幹線管渠(推進)工事
- (3) 工事場所 那賀郡貴志川町丸栖地内
- (4) 工事概要 管渠工
泥濃式推進工
工事延長 108.10m(内推進工延長104.20m)
内径800mm
- (5) 工期 180日間
- (6) 予定価格 62,918,100円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 47,890,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。
 - オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
 - カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、那賀郡内に主たる営業所を有する者にあつては800点以上、橋本市又

は伊都郡内に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては900点以上であること。

- キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
 - イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
 - ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
 - エ 那賀郡、橋本市又は伊都郡に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
 - オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が900点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に、推進工法による下水道管渠工事の施行実績(施工中のものを除く。)を有すること。
 - カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降、推進工法による下水道管渠工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
 - キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
 - ク 国土交通大臣の認定事業により資格を得た推進工事技士登録証を有する者(以下「推進工事技士」という。)を、推進工の工事着手時から完了したことが確認できるまでの期間中、専任で配置すること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
 - ア 交付期間 平成17年8月23日(火)から平成17年9月16日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで
 - イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課

電話番号 073-441-3200(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209
和歌山県那賀振興局建設部総務課
電話番号 0736-63-0100

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年8月31日(水)から平成17年9月2日(金)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
ファクシミリ番号 073-436-2940

e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年9月7日(水)から平成17年9月9日(金)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/gesuido.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年9月12日(月)から平成17年9月16日(金)まで

イ 提出先 〒649-6299
岩出郵便局
和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6

月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成17年9月20日(火)午後3時30分から

イ 開札場所 和歌山県那賀振興局 3階大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年9月20日(火)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年9月22日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおり。

評価項目	着目点
------	-----

ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の推進工法による 下水道管渠工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の推進工法 による下水道管渠工事の経験 配置予定技術者の資格（監理技術者） 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格（主任技術者） —共同企業体から 推進工事技士登録証（推進工の着手時から完 了したことが確認できるまでの期間、専任で配 置）

7 落札者の決定方法

予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲
内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者（低入札価
格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなっ
た者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがある
と認められた者を除く。）を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保
証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、一者のみが参加した
入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成17年9月20日

工事年度及び工事番号 平成17年度流下管第2号-35

工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)貴志川幹線管渠(推進)工事

工事場所 那賀郡貴志川町丸栖地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 -

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号) - -

担当者連絡先(ファクシミリ番号) - -

入札公告

湯浅広港港湾改良外合併工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度港改第2-1号-2、港海高第2-1号-2
- (2) 工事名 湯浅広港港湾改良外合併工事
- (3) 工事場所 有田郡湯浅町大字湯浅地先
- (4) 工事概要 工事延長200.7m
床掘 運搬 揚土 41,980㎡
置き換え砂投入 39,980㎡
捨石投入 7,930㎡
- (5) 工期 平成18年3月15日まで
- (6) 予定価格 258,497,400円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 212,810,850円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。
 - オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
 - カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、有田市又は有田郡に主たる営業所を有する者には850点以上、和歌山県に主たる営業所を有する者には1,000点

以上、その他の者には1,200点以上であること。

- キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
 - ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
 - イ 一構成員当たりの出資比率は、40%以上であること。
 - ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
 - エ 県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
 - オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が和歌山県内に主たる営業所を有する者には1,000点以上、その他の者については1,200点以上であり、かつ、元請として平成7年度以降に、大阪湾圏域広域処理場整備事業にてバージアンローダ船による揚土工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
 - カ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、平成7年度以降海上工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
 - キ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降に、大阪湾圏域広域処理場整備事業にてバージアンローダ船による揚土工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
 - ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
 - ケ 一共同企業体で土木工事の監理技術者が5名以上在籍すること。
- 3 入札参加手続等
- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
 - (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
 - ア 交付期間 平成17年8月23日(火)から平成17年9月16日(金)までの和歌山県の休日を含め定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」とい

う。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部港湾空港振興局管理
整備課
電話番号 073-441-3157(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。
イ 閲覧場所 有田郡湯浅町湯浅2355-1
和歌山県有田振興局建設部総務課
電話番号 0737-63-4111

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年8月29日(月)から平成17年8月31
日(水)までの3日間
イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札
(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17
年7月25日制定。以下「実施要領」という。)
に定める質問書により直接持参、ファクシミ
リ又は電子メールのいずれかの方法で提出
すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部港湾空港振興局管理
整備課
ファクシミリ番号 073-433-4839
e-mail e0825001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年9月5日(月)から平成17年9月7日
(水)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部港湾空港振興
局ホーム(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年9月12日(月)から平成17年9月16
日(金)まで
イ 提出先 〒643-8799
湯浅郵便局留
和歌山県有田振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。
(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とする。
(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表
面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場
所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許
可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先
(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。
(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資
料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回っ

た応札を行うものは低入札価格調査実施要領(平成
16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の
表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事
場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業
許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡
先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易郵便又は配達
記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。
(オ) 入札書等は提出期限までに到達するように郵送
すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の
日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提
出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何に
かかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回
は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札書の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成17年9月20日(火)午後3時から

イ 開札場所 和歌山県有田振興局 3階第4会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年9月20日(火)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年9月22日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ
(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、
発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会におい
て審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価につい
ては、提出された技術資料で判断する。なお、その際の着
目点は、次のとおり。

評価項目	着目点
------	-----

ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の大阪湾圏域広域処理場整備事業にてバージアンローダ船による揚土工事の施工実績 代表幹事以外の構成員 平成7年度以降海上工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の大阪湾圏域広域処理場整備事業にてバージアンローダ船による揚土工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者、又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒643-8799

湯浅郵便局留

和歌山県有田振興局

建設部総務課 行

開札日 平成17年9月20日

工事年度・工事番号 平成17年度港改第2-1号-2、港海高第2-1号-2

工事名 湯浅広港港湾改良外合併工事

工事場所 有田郡湯浅町大字湯浅地先

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____

入札公告

湯浅広港湾湾改良外合併工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度港改第2-2号-2、港海高第2-2号-2
- (2) 工事名 湯浅広港湾湾改良外合併工事
- (3) 工事場所 有田郡広川町大字広地先
- (4) 工事概要 工事延長 137.4m
床掘 運搬 揚土 15,690 m³
置き換え砂投入 17,390 m³
捨石投入 4,960 m³
- (5) 工期 平成18年3月15日まで
- (6) 予定価格 112,690,200 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 92,773,800 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。
- オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
- カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、有田市又は有田郡に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては1,000点

以上、その他の者にあつては1,200点以上であること。

- キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
- イ 一構成員当たりの出資比率は、40%以上であること。
- ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- エ 県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、和歌山県内に主たる営業所を有する者にあつては1,000点以上、その他の者については1,200点以上であり、かつ、元請として平成7年度以降に、大阪湾圏域広域処理場整備事業にてバージアンローダ船による揚土工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
- カ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、平成7年度以降海上工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
- キ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降に、大阪湾圏域広域処理場整備事業にてバージアンローダ船による揚土工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
- ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
- 3 入札参加手続等
- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
- ア 交付期間 平成17年8月23日(火)から平成17年9月16日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで
- イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部港湾空港振興局管理
整備課

電話番号 073-441-3157 (直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2) のアに同じ。

イ 閲覧場所 有田郡湯浅町湯浅2355-1

和歌山県有田振興局建設部総務課

電話番号 0737-63-4111

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年8月29日(月)から平成17年8月31日(水)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部港湾空港振興局管理
整備課

ファクシミリ番号 073-433-4839

e-mail e0825001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年9月5日(月)から平成17年9月7日(水)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部港湾空港振興局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080500/>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

提出期間 平成17年9月12日(月)から平成17年9月16日(金)まで

提出先 〒643-8799

湯浅郵便局留

和歌山県有田振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平

成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札書の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成17年9月20日(火)午後2時から

イ 開札場所 和歌山県有田振興局 3階第4会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年9月20日(火)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年9月22日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおり。

評価項目	着目点

ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の大阪湾圏域 広域処理場整備事業にてバージアンローダ 船による揚土工事の施工実績 代表幹事以外の構成員 平成7年度以降海上工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の大阪 湾圏域広域処理場整備事業にてバージアン ローダ船による揚土工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者、又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒643-8799

湯浅郵便局留

和歌山県有田振興局

建設部総務課 行

開札日 平成17年9月20日

工事年度・工事番号 平成17年度港改第2-2号-2、港海高第2-2号-2

工事名 湯浅広港港湾改良外合併工事

工事場所 有田郡広川町大字広地先

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____

入札公告

新宮港港湾改良工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年8月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度港改第5-1号-5
- (2) 工事名 新宮港港湾改良工事
- (3) 工事場所 新宮市三輪崎地先
- (4) 工事概要 工事延長 30m
ケーソン(2,404トン)据付 2函
80トン消波ブロック据付 416個
4.5トン被覆ブロック据付 162個
捨石投入 14,150㎡
- (5) 工期 平成18年3月15日まで
- (6) 予定価格 309,771,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 250,222,350円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。
 - オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
 - カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては総合点数が1,200点以上であること。

キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

エ 県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が1,200点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に2,000トン以上のケーソン据付工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

カ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、平成7年度以降海上工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

キ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降2,000トン以上のケーソン据付工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

ケ 一共同企業体で土木工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年8月23日(火)から平成17年9月16日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部港湾空港振興局管理整備課

電話番号 073-441-3157(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8

和歌山県東牟婁振興局新宮建設部総務課

電話番号 0735-21-9623

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年8月29日(月)から平成17年8月31日(水)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部港湾空港振興局管理整備課

ファクシミリ番号 073-433-4839

e-mail e0825001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年9月5日(月)から平成17年9月7日(水)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部港湾空港振興局ホームページ(<http://www.wakayama.lg.jp/prefg/080500/>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年9月12日(月)から平成17年9月16日(金)まで

イ 提出先 〒647-8799

新宮郵便局留

和歌山県東牟婁振興局新宮建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号・工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒

の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札書の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成17年9月20日(火)午後2時から

イ 開札場所 和歌山県東牟婁振興局 3階大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年9月20日(火)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年9月22日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおり。

評価項目	着目点
------	-----

ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降2,000トン以上のケーソン据付工事の施工実績 代表幹事以外の構成員 平成7年度以降海上工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の2,000トン以上のケーソン据付工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者、又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒 6 4 7 - 8 7 9 9

新宮郵便局留

和歌山県東牟婁振興局

新宮建設部総務課 行

開札日	平成 17 年 9 月 20 日
工事年度・工事番号	平成 17 年度港改第 5-1 号-5
工事名	新宮港港湾改良工事
工事場所	新宮市三輪崎地先

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先 (電話番号) _____

担当者連絡先 (ファクシミリ番号) _____